

宮城県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝、樹木等の病虫害防除又は雑草防除のために用いられる農薬の安全かつ適正な使用の確保と当該農薬による危被害防止を図るために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護と生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第1項及び第2項に規定する農薬をいう。

- 2 この要綱において「事業者」とは、県内に開設されたゴルフ場を経営している者及び今後県内にゴルフ場を開設し、経営しようとする者をいう。
- 3 この要綱において「ゴルフ場」とは、県内に開設された18ホール以上かつコースの総延長をホールの数で除して得た数値(ホールの平均距離)が100m以上の施設及び9ホール以上18ホール未満かつホールの平均距離が150m以上の施設を指すものとする。

(使用農薬及び農薬表示事項の遵守)

第3条 事業者は、農薬の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法第3条第1項又は第34条第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬又は農林水産大臣及び環境大臣が指定する特定農薬を使用すること。
- (2) 法第25条第1項の規定により定められた基準(法第25条第2項の規定により当該基準が変更された場合にあつては、その変更後の基準)及びその他の農薬表示事項に基づいて、安全かつ適正に使用すること。

(農薬管理指導責任者等の配置)

第4条 事業者は、農薬管理指導責任者を置き、農薬の安全かつ適正な使用及び保管に当たらせるものとする。

- 2 事業者は、農薬管理指導責任者を選任し、又は変更したときは、当該選任又は変更の日から1か月以内に、ゴルフ場の所在地を管轄する市町村長を経由して知事に報告するものとする。
- 3 事業者は、農薬管理指導責任者、農薬散布者、農薬散布従事者等を知事が行う農薬安全使用研修会へ参加させるものとする。

(農薬の購入)

第5条 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第17条第1項の規定による届出を行っている販売者から購入するものとする。

(農薬の適正な保管)

第6条 事業者は、農薬の保管に当たっては、施錠された保管庫等を設け、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するものとする。

(農薬使用状況の記録)

第7条 事業者は、農薬の使用状況について、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「省令」という。)第9条の規定にある項目を記録し、これを3年間保存しておくものとする。

(農薬使用計画の報告)

第8条 事業者は、省令第5条第1項の規定により農林水産大臣及び環境大臣に提出する農薬使用計画書の写しを、農林水産大臣及び環境大臣への提出の日から1週間以内にゴルフ場の所在地を管轄する市町村長を経由して知事に提出する。

2 事業者は、無人ヘリコプターによる農薬の空中散布を実施する場合、実施計画は防除を実施する年度の4月20日までに、実績報告にあつては実施した年の12月末日までに、市町村長を経由して知事に報告するものとする。

(危被害の防止)

第9条 事業者は、農薬の使用に当たっては、気象及び地形等の環境条件を考慮し、農薬散布者、農薬散布従事者、従業員、利用者及び周辺住民に危被害を及ぼさないように十分考慮するものとする。

(水質の管理及び測定)

第10条 事業者は、調整池等での魚類の飼育等により水質の常時監視に努めるものとする。

2 事業者は、定期的に終末排水口において排出水の水質測定を行い、水質の状況を把握しておくものとする。

3 事業者は、前項の水質測定結果を計量証明事業者から受けた後速やかに、その結果について、ゴルフ場の所在地を管轄する市町村長を経由して知事に報告するものとする。

(危被害及び事故発生時の措置)

第11条 事業者は、ゴルフ場で使用された農薬に起因する危被害が発生した場合は、直ちに、その状況をゴルフ場の所在地を管轄する市町村長を経由して知事に報告するとともに、その原因を究明して適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布時に事故が発生した場合においても、前項と同様の対応をとるものとする。

(立入検査への協力)

第12条 事業者は、知事が病害虫の発生、農薬の使用又は水質の状況に関し、立入検査を行う場合は、積極的に協力するものとする。

(指導援助)

第13条 知事は、市町村長と連携をとりながら、事業者が使用する農薬に関し、その安全かつ適正な使用の確保に必要な情報の提供と指導援助に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

この要綱は、平成3年8月7日から施行する。

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年3月2日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。